

平成21年5月20日
中部経済産業局
電力・ガス事業北陸支局

ガス料金における原料費調整制度の見直しについて

昨年来の原料価格の大幅かつ急激な変動等のガス事業を取り巻く状況変化を踏まえ、原料価格の変動をより迅速にガス料金に反映させるとともに、料金変動を平準化するために、原料費調整制度の見直しを行います。

本日、一般ガス事業供給約款料金算定規則の改正を受け、管内一般ガス事業者4者中1者（金沢市）から新たな原料費調整制度を反映させた供給約款等の変更の届出がなされました。新制度は今回届けられた供給約款等に基づき、本年7月分の料金から適用される予定です。

なお、管内一般ガス事業他3者については、日本海ガス(株)から4月28日に、小松ガス(株)及び高岡ガス(株)から5月11日に、同様の届出がなされています。

1. 総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において、昨年来の原料価格の大幅かつ急激な変動等のガス事業を取り巻く状況変化を踏まえ、ガス料金制度のあり方について検討が進められておりますが、本年1月、同部会において、「総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間取りまとめ(第1次)～原料費調整制度の見直しについて～」()が取りまとめられました。

() <http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g90116c03j.pdf>

2. 同報告書を踏まえて、「一般ガス事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令」がパブリックコメントを経て、2月27日に公布、3月1日に施行されたことを受け、本日をもって管内一般ガス事業全4者から新たな原料費調整制度を反映させた供給約款等の変更の届出がなされたこととなります。

3. 新たな原料費調整制度は、今次届け出られた供給約款等に基づき、7月分料金(6月検針日以降のガス使用分)から適用される予定です。(具体的な調整額は4月分の貿易統計価格の公表を受けて5月末に確定します。)

・原料費調整制度について

原料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない原料価格や為替レートの影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的とし、平成8年1月に導入されました。

・これまでの原料費調整制度

現行の原料費調整制度は、2四半期前の通関統計(貿易統計)によるLNG(液化天然ガス)及びLPG(液化石油ガス)の価格に基づき平均原料価格を算出し、料金改定時の基準平均原料価格からの変動額を基に、四半期ごとにガス料金を自動的に調整する仕組みとなっています。

・制度見直しの概要

原料価格の変動をより迅速にガス料金に反映させるとともに、料金変動を平準化するために、料金反映までの期間を1ヶ月短縮し最短である2ヶ月とした上で、3ヶ月分の平均原料価格を毎月反映する仕組みとする等の見直しを行います。

(別添:新たな料金反映の仕組み())

() <http://www.meti.go.jp/press/20090319001/20090319001-2.pdf>

(お問い合わせ先)

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 電力・ガス事業課
担当：田村、野沢
電話：076-432-5589(直通)